

資料 I - 1 - 1 - ① 各府省の基本計画等における実績評価方式による評価の方式

〔 各府省の基本計画等において、実績評価の方式について定められている内容をみると、いずれの府省も「目標を設定し」、「目標の達成度合いについて評価する」という要素を含んでおり、その基本的枠組みは、基本方針で掲げられている「実績評価方式」に沿ったものとなっている。 〕

府 省	評 価 の 方 式
内 閣 府	政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
公正取引委員会	各施策等について、具体的にどのような成果を挙げたか、各施策等の推進に向けて設定される目標がどの程度実現されたか等を定期的・継続的に検証する方式
国家公安委員会・警察庁	警察行政の各分野における政策について、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ実現すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組みや最終的な実績等を総括し、目標の実現状況について評価する方式
金融庁	金融庁の主要な政策について、各分野ごとにあらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、政策の達成度合いについての情報の提供を目的とする評価
総務省	評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を定期的・継続的に測定・評価する方式
公害等調整委員会	政策の特性等に応じ、当委員会の主要な政策について、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的かつ継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括した上で、その達成度合いを評価する方式
法務省	あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
財務省	行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、政策の達成度合いについての情報を提供することを主眼とする評価方式
文部科学省	政策・施策を対象に、その実施後に、政策・施策の不断の見直しや改善に資する情報を提供することを目的として、政策効果に着目した達成すべき政策目標、施策目標及び達成目標を設定し、それらに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、施策目標・達成目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
厚生労働省	政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式
農林水産省	農林水産省が行う行政分野全般にわたる主要施策を対象に、あらかじめ目標を設定し定期的（1年ごと）にその目標に対する実績を測定する方式
経済産業省	施策の成果（アウトカム）に着目して目標を設定し、その実現へ向けた具体的な取組や実施期間、最終的な実績・成果等を総合的に勘案して目標の達成度合いを評価
国土交通省	省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価する方式
環境省	評価対象の施策毎にあらかじめ設定した目標の達成状況を客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて、評価を行う
防衛省	政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

（注）各府省の基本計画等を基に作成した。

資料 I - 1 - 1 - ② 目標の設定の仕方及び想定されている目標期間

各府省の基本計画及び実施計画において、実績評価方式による評価についての政策の目標の設定の仕方及び想定されている目標期間をみると、いずれの府省においても、達成すべき目標の設定に当たって、評価法の趣旨を踏まえ、政策の効果(アウトカム)に着目した目標を設定することが原則となっている。

府 省	目標の設定	想定されている目標期間	
		目標期間	基本計画等における記述
内 閣 府	基本計画において、基本方針が定める実績評価の方式の考え方(「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」)を用いることとし、実施計画において「達成目標」を定めている。	単年度 又は複 数年度	基本計画及び実施計画において、目標期間についての記述は特段行われていない。
公正取引委 員会	基本計画において、「できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いる」ことを前提に、目標について、「可能な限り客観的に達成度を測定する」観点から「各施策等の推進に向けて設定」することとし、実施計画において「目標」を定めている。	単年度 又は複 数年度	実施計画の別紙1において、施策ごとに「達成時期」を設定している。
国家公安委 員会・警察 庁	基本計画において、「警察行政における主要な目標(基本目標)を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)を選択」、「業績指標には、達成目標を設定するとともに、その達成時期を明確にすること。達成目標は、定量的な数値目標であることが望ましい」とし、毎年の実績評価計画書において「基本目標、業績目標」を定めている。	単年度 又は複 数年度	基本計画において、「業績目標ごとに設定した業績指標を1年以上の一定期間測定することにより、業績目標の実現状況を評価する」とされ、実績評価計画書において、具体の評価期間を設定している。
金 融 庁	基本計画において、「評価の実施にあたり、当該政策に関しあらかじめ目標を設定」、「目標は、成果に着目した目標で国民に分かりやすいものとなるように努め、具体的かつ客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いるものとなるように努めるものとする」としている。	単年度	基本計画において、「定期的(毎事務年度)に、目標に対する実績の測定を行い、その達成度に関して評価を実施する」とされている。
総 務 省	基本計画において、「当該政策の基本目標、その達成度合いを測るための目標(値)を設定した指標及び参考となる指標その他の参考となる情報(以下「基本目標等」という)については、意見公募手続を実施した上で、毎年度当初に設定することとし、毎年度の目標設定表において、対象政策ごとに基本目標等を定めている。	単年度 又は複 数年度	毎年度の目標設定表において、「目標年度」を指標ごとに設定している。
公害等調整 委員会	基本計画において、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」することとし、実施計画において、対象とする政策の「目標」を定めている。	単年度	実施計画において、「原則として、対象期間内に実施した所掌事務の処理状況について取りまとめ」るものとされている。
法 務 省	基本計画において、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」、目標その他必要な事項を実施計画で定めることとし、実施計画において「基本目標」及び「達成目標」を定めている。	単年度 又は複 数年度	基本計画において、「定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する」とされている。

(次のページに続く。)

(続き)

財 務 省	基本計画において、「体系的に目標を設定し、目標の間の整合性を図ることとし、成果重視のもので、客観的にかつ定量的・定性的に測定可能な目標の設定を目指す」こととし、実施計画において「総合目標」、「政策目標」等を定めている。	単年度	基本計画において、「実績評価については、対象期間を会計年度（4月から翌年3月）として毎年度実施することとする」とされている。
文部科学省	基本計画において、「政策効果に着目した達成すべき政策目標、施策目標及び達成目標を設定」することとし、基本計画の別紙において「政策目標」及び「施策目標」を定めている。	単年度 又は 複数年 年度	基本計画において、「政策効果に着目した達成すべき政策目標、施策目標及び達成目標を設定し、それらに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、施策目標・達成目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する」とされている。
厚生労働省	基本計画において、「達成すべき目標については、評価の対象となる政策の性質等に応じ、さらに客観的に達成度を測定できるようなものとなるよう努める」こととし、基本計画の別紙において「基本目標」、「施策目標」及び「個別目標」を定めている。	単年度 又は 複数年 年度	実施計画の別紙「政策体系及び評価予定表」において、評価対象とする施策目標ごとに基本計画期間中（平成19年度から23年度までの5年間）の評価予定表が策定されている。
農林水産省	食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及び基本計画等に基づいて「目標を設定し、それらの目標に照らした政策効果の把握を行うことを基本とする」、「政策の結果として国民にどのような成果をもたらされたか（アウトカム）に基づいた目標の設定を基本とする」としている。	複 年 数 度	基本計画において、「あらかじめ目標を設定し定期的（1年ごと）にその目標に対する実績を測定」し、「初年度から目標年度までの間に実施する実績評価に当たっての達成度合は、当該年度における目標値を算出した上で、当該年度の目標値から基準値（達成度合を測るに当たっての起点となる値）やすう勢値を差し引いた値と、当該年度の実績値から基準値やすう勢値を差し引いた値との差を比較することを基本とする」とされている。
経済産業省	基本計画において、「特定の行政課題に対応するために目標を掲げ」、「施策の成果（アウトカム）に着目して目標を設定」するとしている。	単年度 又は 複数年 年度	基本計画において、「具体的な対象については、毎年度、実施計画において明らかにする」、「原則として、3年から5年の間に一度事後評価を行う」とされている。
国土交通省	基本計画において、「政策チェックアップは、国土交通省の主要な行政目的に係る政策を対象とし、それらに関して国民的視点から（アウトカムベース）横断的かつ体系的に整理した政策目標を明らかにする」こととし、基本計画の別紙において「政策目標」及び「業績指標」、その「目標値」を定めている。	複 年 数 度	基本計画において、「政策目標及び施策目標について、その達成度合いを表す業績指標を設定するとともに、各業績指標に係る今後5年以内の目標値を設定する。」とされており、基本計画の別紙において、目標年次が設定されている。
環 境 省	実施計画において、「評価対象の施策毎にあらかじめ設定」することとし、「施策」毎に複数の「目標」を定めている。	単年度 又は 複数年 年度	基本計画及び実施計画において、目標期間についての記述は特段行われていない。
防 衛 省	基本計画において、「政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ達成すべき目標を設定」することとし、実施計画において「基本目標」及び「下位目標」を定めている。	単年度 又は 複数年 年度	基本計画において、「計画期間内において事後評価の対象としようとする政策」を定め、「具体的な評価対象施策については、毎年度、実施計画において定める」とされている。 実施計画においては、「達成年度」を下位目標ごとに設定している。

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。

資料 I - 1 - 1 - ③ 実績評価方式による評価の対象とする政策

各府省の基本計画等において、実績評価方式による評価の対象とする政策の範囲をみると、ほとんどの府省は、いずれも評価法第6条第3項が求めている「当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策」についての事後評価を実績評価方式により行うこととしている。

府 省	対 象
内 閣 府	内閣府の所掌する分担管理事務(注)であって、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策のうち、「施策」レベルでとらえることが可能な政策全般及び成果重視事業 (注) 内閣府設置法第4条第3項に定める事務
公正取引委員会	公正取引委員会の主要な施策等のうち、法違反行為に対する措置等継続的に実施することが予定されており、目標に対してどのような実績が挙げられているかを定期的に測定する必要がある施策等
国家公安委員会・警察庁	警察行政における主要な政策
金 融 庁	金融庁の任務を達成するために重要な政策
総 務 省	総務省の主要な政策
公害等調整委員会	公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策
法 務 省	法務省の主要な施策
財 務 省	財務省の行政分野すべて
文部科学省	「文部科学省の使命と政策目標」(基本計画別紙)に掲げる文部科学省の所管行政に係る政策
厚生労働省	厚生労働行政全般を対象に事後評価を実施。事後評価の対象となる政策の特性に応じて実績評価を実施
農林水産省	農政、林政、水産行政に係る主要施策のすべて
経済産業省	経済産業省の行政分野全般
国土交通省	国土交通省の主要な行政目的に係る政策
環 境 省	環境省のすべての政策
防 衛 省	防衛省の政策のうち、実績評価方式による評価が適当と判断されるもの

(注) 各府省の基本計画等を基に作成した。

資料 I - 1 - 1 - ④ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策

(単位：件、%)

府 省	評価対象政策数							左のうち目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策数						
	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
内 閣 府	-	18	17	18	15	11	23	-	4	7	8	9	11	22
	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	(22.2)	(41.2)	(44.4)	(60.0)	(100.0)	(95.7)
公正取引委員会	1	4	6	5	5	4	5	0	1	3	4	4	4	5
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	(25.0)	(50.0)	(80.0)	(80.0)	(100.0)	(100.0)
国家公安委員会 ・ 警察 庁	-	-	2	-	28	28	27	-	-	1	-	1	11	20
	-	-	(100.0)	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	-	(50.0)	-	(3.6)	(39.3)	(74.1)
金 融 庁	26	27	38	43	28	26	25	11	15	19	11	3	1	0
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(42.3)	(55.6)	(50.0)	(25.6)	(10.7)	(3.8)	-
総 務 省	83	79	79	26	26	26	3	7	24	49	18	17	15	3
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(8.4)	(30.4)	(62.0)	(69.2)	(65.4)	(57.7)	(100.0)
公害等調整委員会	-	5	5	5	2	2	2	-	0	0	0	1	1	1
	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	-	-	-	(50.0)	(50.0)	(50.0)
法 務 省	-	19	22	28	27	26	9	-	5	14	15	24	25	7
	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	(26.3)	(63.6)	(53.6)	(88.9)	(96.2)	(77.8)
財 務 省	40	39	34	34	34	34	31	8	9	7	10	10	10	15
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(20.0)	(23.1)	(20.6)	(29.4)	(29.4)	(29.4)	(48.4)
文部科学省	42	42	42	42	45	53	60	22	35	38	32	42	51	55
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(52.4)	(83.3)	(90.5)	(76.2)	(93.3)	(96.2)	(91.7)
厚生労働省	161	109	108	108	108	40	41	28	15	14	24	45	35	33
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(17.4)	(13.8)	(13.0)	(22.2)	(41.7)	(87.5)	(80.5)
農林水産省	70	82	59	57	16	16	17	69	82	59	57	16	15	17
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(98.6)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(93.8)	(100.0)
経済産業省	-	-	-	-	-	12	9	-	-	-	-	-	8	7
	-	-	-	-	-	(100.0)	(100.0)	-	-	-	-	-	(66.7)	(77.8)
国土交通省	-	27	27	27	27	27	13	-	27	27	27	27	27	13
	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
環 境 省	48	48	48	47	42	9	9	16	32	32	34	30	8	8
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(33.3)	(66.7)	(66.7)	(72.3)	(71.4)	(88.9)	(88.9)
防 衛 省	-	1	1	1	4	4	2	-	1	1	1	4	4	2
	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	-	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
計	471	500	488	441	407	318	276	161	250	271	241	233	226	208
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(34.2)	(50.0)	(55.5)	(54.6)	(57.2)	(71.1)	(75.4)

- (注) 1 各府省の評価書を基に作成した。
 2 「評価対象政策数」欄には、本省が審査対象とした政策数を計上している。
 また、平成17年度の公正取引委員会6件のうち1件、防衛庁の2件のうち1件については、平成16年度に行われた評価であるものの、本省が昨年度に「各府省が実施した政策評価についての審査の総括報告」を整理した以降に送付を受けたものであり、平成16年度に計上している。
 3 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されているか又は定性的であっても具体的に特定されているものを計上した。
 4 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されている場合に、達成しようとする水準が数値化等されている政策として計上した。
 5 評価対象政策数は、年度によって政策の統合、廃止、細分化等があることから必ずしも一致しない。また、i) 公正取引委員会については、基本計画の3年間で評価することとしているため、年度ごとに評価対象政策が異なる。ii) 厚生労働省については、年度によって評価方式が異なるものがあるため、年度によって評価対象政策の一部が異なる。
 6 各欄の下段は、各年度の評価対象政策数を100とした構成比である。